

学会彙報

○平成十二年度中国化学会大会 六月二十四日(土)

於 筑波大学

〔研究発表〕

一、魚玄機詩の表現について——感覺的表現と内面

筑波大学大学院 速水 愛子氏

二、『順宗実録』についての一考察

筑波大学大学院 後藤 英明氏

三、杜光庭の『道教靈驗記』に於ける応報観について

筑波大学大学院 荒尾 敏雄氏

四、『中原音韻』の「中原」について

筑波大学 劉 勳寧氏

五、古今と夏夷——漢代思想を考える

福島大学 大久保 隆郎氏

〔シンポジウム〕

中国と西域——異文化は中国に何を伝えたか——

司会 東京女子大学 安藤 信廣氏

パネリスト 千葉大学 加藤 敏氏

筑波大学 大塚 秀明氏

堀池 信夫氏

〔総会〕

一、開会の辞 向嶋副会長

二、議長選出 中村璋八氏を議長に選出

三、会長挨拶 高橋会長

四、諸報告

(1) 総務委員会 小松委員

(2) 企画委員会 安藤委員

(3) 編集委員会 小谷委員

(4) 会計委員会 大塚委員

五、議事

(1) 平成十二年度決算 大塚委員

(2) 平成十三年度予算 大塚委員

(3) 「会員の身分に関する申し合わせ」について 高橋会長

六、閉会の辞 向嶋副会長

○月例会

平成十二年九月三十日(土) 於 大妻女子大学 千代田校舎

一、杜牧「昔事文皇帝三十二韻」について 高橋 未来氏

二、国語教育の変遷とこれからの漢文教育 筑波大学大学院 高橋

土浦第一高等学校 清水 智恵氏

平成十二年十二月九日(土) 於 筑波大学学校教育部

一、結果補語と方向補語の接点——語彙的ウオイスの視点から——

向嶋副会長

清水 智恵氏

高橋 未来氏

高橋 未来氏

高橋 未来氏

高橋 未来氏

高橋 未来氏

高橋 未来氏

一、高校の漢文教室より
成城大学

石村 広氏

会計委員会 大塚秀明(常務理事)、伊原大作、村田和弘

東京学芸大学附属高等学校 長原 美奈子氏

幹 事 大橋賢一、後藤英明、樋口泰裕
會計監査 吉原英夫、増野弘幸

平成十三年三月十一日(日)

於 大妻女子大学 千代田校舎

一、韓愈の文章と作文教育

川口東高等学校

加藤 和江氏

住所・勤務先等に変更のあつた方は、事務局(〒305 8571 茨城
県つくば市天王台1-1-1、筑波大学文芸・言語学系内)宛
御一報下さい。

○平成十一・十二年度役員

会長 高橋均

副会長 向嶋成美

理事 青木五郎、伊藤虎丸、大久保隆郎、甲斐勝二、加藤章、
後藤秋正、校田芳樹、清水智恵、高木重俊、高橋明郎、

谷口匡、谷口真由実、田部井文雄、中村嘉弘、沼口勝、

間嶋潤一、望月眞澄、劉勳寧

理事・委員(兼任)

総務委員会 小松建男(常務理事)、佐々木勳人

企画委員会 安藤信廣(常務理事)、相原茂、佐治俊彦、

白井啓介、中村俊也、堀池信夫、細谷美代子、

渡辺雅之

編集委員会 大上正美(常務理事)、阿川修三、加藤敏、

河内利治、小谷一郎、坂口三樹、佐藤一樹、

松村茂樹、松本肇

中国化学会会則

第一条 (名称) 本会は中国化学会と称する。

第二条 (目的) 本会は中国文化及び漢文学の研究とそれに基づく教育への寄与をもって目的とする。

第三条 (事業) 本会は以下の諸事業を行う。

ア 大会 年一回。
イ 例会 年数回。

ウ 会報『中国文化』の発行。
エ 会員名簿の発行。
オ その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事業。

第四条 (会員) 本会は、本会の趣旨に賛同する個人、法人、団体の会員によって構成される。

2 本会に入会を希望するものは、会員一名の推薦により理事会の承認を経て会員となることができる。

3 会員は第三条にいう諸事業に参加し、刊行物の頒布を受けることができる。また、役員選挙の選挙権、被選挙権を持つ。

4 会員は本会則に定める会費を納めなければならない。

第五条 (役員) 本会に以下の役員を置く。役員任期は二年とし、再任を妨げない。

ア 会長 一名。会長は総会で選出される。会長は会を代表し、会務を統べる。

イ 副会長 本会に副会長一名または二名を置くことができる。副会長は理事会の議を経て会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

ウ 理事 十五名。理事は総会で選出する。会長は理事会が必要と認めた場合、総会で選出された理事以外に理事若干名を委嘱することができる。

エ 常務理事 若干名。常務理事は理事の中から互選により

選出する。

第六条 (総会) 総会は本会の最高意思決定機関で、会長が招集し、毎年一回開催される。

第七条 (理事会) 理事会は会長が招集し、会の重要事項を審議する。第八条 (常務理事会) 本会の日常会務を執行するために常務理事会を置く。常務理事会は会長、副会長、常務理事をもって構成する。

第九条 (委員会) 常務理事は以下の委員会に属し、会務を分担する。

ア 総務委員会
イ 企画委員会
ウ 編集委員会
エ 会計委員会

第十条 (会計監査委員) 会計監査委員は毎年一回本会の経理全般を監査し、その結果を総会に報告する。会計監査委員は理事以外の会員の中から会長が委嘱する。

第十一条 (選挙管理委員) 選挙管理委員は二年ごとに行われる会長と理事の改選を実施し、その事務を取り扱う。

第十二条 (会計) 本会の諸事業に要する経費は会員の納入する年会費及び寄付金などで賄われる。

2 本会の会計年度は毎年総会開催日に始まり、翌年総会開催日前日をもって終わる。

第十三条 (改定) 本会則の改定は、理事会の発議により、総会出席者の過半数の同意を得て行う。

〔付則〕 1 本会則は一九九七年(平成九年)六月二十八日から大塚漢文学会会則に代って発効する。

2 本会の事務所を当分の間筑波大学文芸言語学系中国文学研究室に置く。

〔了解〕 (理事の選出、委嘱、常務理事の互選に関して)

理事会は可能な限り全国各地から選出の理事を含めて構成し、常務理事は実務担当に便宜な地域に居住する理事で構成する。

「中国文化」投稿規定

〈応募資格など〉

- 1 中国文化学会会員に限る。
- 2 応募原稿は、未公開のものに限る。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文にまとめたものは受理する。

〈原稿枚数など〉

- 3 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。
- 4 原稿枚数は、本文・注・図版などをあわせて、枚数を厳守する。原稿は論文については400字詰め30枚以内、研究ノートについては400字詰め20枚以内とする。注も原稿用紙1マスに1字を収める。(ワープロ使用の場合、縦書きは26字×21行で24枚以内とし、横書きは35字×33行で11枚以内とする。)
- 5 図版を必要とする場合、占有面積半ページ分を550字として換算する。図版原稿はそのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。表についても、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。

〈体裁・表記など〉

- 6 原稿は縦書き・横書きのいずれでもよい。
- 7 原稿は常用漢字を原則とする。正漢字・簡体字などを用いる場合は下記に注意する。
 - (1) 引用文など必要箇所を正漢字で表記する場合は、原稿提出時において表記が完成されていること。(正漢字箇所を必ずマーカーなどでマークすること。)
 - (2) 引用文など必要箇所を簡体字で表記する場合も(1)に同じ。
 - (3) とくにワープロ原稿の場合、上記の点に留意すること。引用部分が手書きになっても差し支えない。
- 8 中国語のローマ字表記は、漢語拼音方案による。但し、特殊な綴りで通用している固有名詞や、本人が自分の名前に使用している綴りについては、その使用も認める。また、日本語のローマ字表記は、ヘボン式の使用を原則とする。

〈原稿提出〉

- 9
 - (1) 締切日：2月末(厳守すること)
 - (2) 提出先：〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1
筑波大学文芸言語学系内(小松研究室気付)：中国文化学会
 - (3) 原稿は必ず書留により上記に郵送するものとし、2月末日までの消印のあるものを有効とする。
 - (4) 応募時に、原稿以外に複写コピー2部を用意し、合わせて計3部を提出する。(事故に備え、提出前にあらかじめ自家用のコピーを必ず作成しておくこと。)

〈審査〉

- 10 採否については、編集委員会が委嘱した査読委員の報告を受けて、編集委員会で決定し、3月末日までに連絡する。

〈抜刷ほか〉

- 11 論文掲載者には、掲載誌3部および抜刷20部を贈呈する。